

## 平成22年度コミュニティ助成事業実施要綱

### 第1 趣旨

財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、この要綱の定めるコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うものとする。

### 第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。

(3) 自主防災組織育成助成事業

ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。

イ 平成22年度地域防災スクールモデル事業に選定された事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業。

ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外とする。

2. 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

(1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの。

(2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。

(3) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの（整備後の施設又は設備は、当該地区の住民のコミュニティ組織、又は自主防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい）。

### 第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村とする。ただし、青少年健全育成助成事業については、都道府県又は市（区）町村とする。

#### 第4 助成事業の要件

助成事業の要件は次のとおりとする。

1．事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

事業実施主体は、市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織であること。

(2) コミュニティセンター助成事業

事業実施主体は、市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織であること。

(3) 自主防災組織育成助成事業

事業実施主体は、市(区)町村又は市(区)町村が認める自主防災組織であること。(消防団は除く。)

(4) 青少年健全育成助成事業

事業実施主体は、都道府県、市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織であること。ただし、都道府県が事業実施主体となる場合は、講演会・研修会の開催及びコミュニティリーダーの養成・研修に関する事業とする。

2．事業実施主体が都道府県以外、市(区)町村以外となる場合は、次の要件を満たすことができること。

(1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。

(2) 規約が提出できること。

(3) 平成21年度の事業計画及び予算書が提出できること。

3．事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。

4．助成対象事業は、平成22年4月1日以降に実施し、平成23年3月31日までに完了する事業とする。

#### 第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。

1．一般コミュニティ助成事業

100万円乃至250万円。

2．コミュニティセンター助成事業

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円を上限とする。

3．自主防災組織育成助成事業

ア．30万円乃至200万円。

イ．30万円乃至250万円。ただし、このうち設備の整備については200万円を上限とする。

4. 青少年健全育成助成事業  
30万円乃至100万円。

## 第6 助成対象経費

助成対象経費は、次に掲げるものとする。

1. 一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に要する経費。  
ただし、建築物、消耗品は助成対象外とする。

2. コミュニティセンター助成事業

コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）に要する経費。  
ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。

3. 自主防災組織育成助成事業

- ア. 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に要する経費。  
ただし、建築物、消耗品は対象外とする。
- イ. 地域防災スクールモデル事業の実施に必要な教育訓練活動及び設備の整備に要する経費。ただし、建築物は対象外とする。

4. 青少年健全育成助成事業

青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする。

## 第7 宝くじの普及広報

1. 本事業が、宝くじの普及広報費により助成されるものであることから、施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に別に定める表示（宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照）を行うものとする。  
なお、「表示に関する基本デザイン」の表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

## 第8 助成の申請手続

市（区）町村長は、助成申請書（別記様式第1号）を都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を理事長に、提出するものとする。

都道府県が実施する青少年健全育成助成事業については、助成申請書（別記様式第1号）を理事長に提出するものとする。

## 第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長（都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の場合は除く）に通知するものとする。

## 第10 事業内容の変更

1. 市（区）町村長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を經由して理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。  
都道府県が実施する青少年健全育成助成事業についても、変更申請書（別記様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長（都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の場合は除く）に通知するものとする。

## 第11 助成金の交付

1. 市（区）町村長は助成金の交付を受けようとする場合は、助成対象事業完了後、1か月以内に助成事業実績報告書（別記様式第3号）を都道府県知事を經由して、理事長に提出するものとする。  
都道府県が実施する青少年健全育成助成事業についても助成金の交付を受けようとする場合は、助成対象事業完了後、1か月以内に助成事業実績報告書（別記様式第3号）を、理事長に提出するものとする。
2. 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を市（区）町村長に交付する。  
なお、都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の助成金については、都道府県知事に交付する。

## 第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。